



低圧電気設備－第 7-702 部：特殊設備又は特殊 場所に関する要求事項－水泳プール及び噴水

JIS C 0364-7-702 : 2026
(IEC 60364-7-702 : 2010)

令和 8 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員（東京電力ホールディングス株式会社）
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 11.2.20 改正：令和 8.1.20

官報掲載日：令和 8.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017）

審議部会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 古関 隆章）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 熊田 亜紀子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
702 水泳プール及び噴水	1
702.1 適用範囲	1
702.2 引用規格	2
702.3 用語及び定義	3
702.30 一般特性の評価	3
702.30.101 一般事項	3
702.30.102 区域 0 の説明	4
702.30.103 区域 1 の説明	4
702.30.104 区域 2 の説明	4
702.4 安全保護	5
702.41 感電保護	5
702.410.3 一般要求事項	5
702.414 保護手段：SELV 及び PELV による特別低電圧	6
702.414.4 SELV 及び PELV 回路に関する要求事項	6
702.415 追加保護	6
702.415.2 追加保護：補助保護等電位ボンディング	6
702.5 電気機器の選定及び施工	7
702.51 一般事項	7
702.512 運転条件及び外的影響	7
702.512.2 外的影響	7
702.52 配線設備	7
702.522 外的影響に関する配線設備の選定及び施工 (AJ)	7
702.522.8 その他の機械的応力	7
702.53 安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	8
702.55 その他の機器	9
702.55.101 水泳プールの電気使用機器	9
702.55.102 水泳プールの水中照明	10
702.55.103 噴水の電気機器	10
702.55.104 水泳プールの区域 1 内にある低圧電気機器の施設に関する個別要求事項	10
702.55.105 床暖房及び天井暖房設備	10
附属書 A (参考) 各区域の例	11
附属書 B (参考) サムカントリーノート	15
解 説	16

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0364-7-702:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本産業規格

JIS

C 0364-7-702 : 2026

(IEC 60364-7-702 : 2010)

低圧電気設備－第 7-702 部：特殊設備又は特殊場所 に関する要求事項－水泳プール及び噴水

Low-voltage electrical installations—

Part 7-702: Requirements for special installations or locations—
Swimming pools and fountains

序文

この規格は、2010 年に第 3 版として発行された IEC 60364-7-702 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の要求事項は、JIS C 60364 規格群に対して水泳プール及び噴水に関する要求事項を追加、変更又は置き換えるものである。

箇条番号の付け方は、JIS C 60364-1 の様式 “表 A.1 (JIS C 0364, JIS C 60364 規格群の番号体系) 及び表 A.2 [JIS C 0364, JIS C 60364 (低圧電気設備) 規格群の構成]” に従っている。この規格を示す固有番号 (702) に続く番号が、採用する JIS C 60364 規格群の箇条番号を示している。

この規格では、JIS C 60364 規格群の要求事項を適用し、例えば、この規格の 702.4 (安全保護) は、JIS C 60364-4 規格群の要求事項にこの規格の 702.4 に規定している要求事項を追加又は変更して適用することを意味している。

702 水泳プール及び噴水

702.1 適用範囲

この規格の要求事項は、次の場所の電気設備に対して適用する。

- 水泳プール及び子供用プールの水槽並びにそれらの周囲の区域
- 自然の湖水地域、人造湖及び海岸並びにそれに類する場所であって、特に水泳、水遊び及び類似の目的のために人が立ち入ることが予期される場所、並びにそれらの周囲の区域。自然の湖水地域、人造湖及び海岸並びにそれに類する場所のような地域は、水泳プールとみなす。
- 噴水池及びそれらの周りの区域

注記 1 これらの地域においては、通常の使用時に、人体の電気抵抗の減少及び大地電位のある人体との接触によって感電の危険が増大する。この規定は自然の湖水地域、人造湖及び海岸並びにそれに類する場所における電気設備の設置が、プールにおける場合と同様に感電の危険が増大することを述べたもので、必ずしも区域の設定などプールに関する規定をそのまま適用すること